

令和7年度

委託仕様書

委託名	市道3-317号線用地測量業務委託						
委託箇所	春日部市内牧地内						
路河川名称							
事業名							
業務大要	打合せ N=1式 地積測量図・地形図作成 N=1式 現地調査票等作成 N=1式						



案内図

委託名：市道3-317号線用地測量業務委託
委託箇所：春日部市内牧地内

白岡市

上原新田

中原新田

市道3-317号線

主要地方道春日部豊満線

100m
1:2,000

浅間

変更理由							
備考							
地区	(0001) 県南	労務費補正	-	機械経費(賃料)補正	-		
単価適用年月	(R0706) 令和07年06月						
工期	当初	自		至	令和 7年 12月 26日		
		日数					
	変更			至			
経費適用年月	令和07年06月						
設計	当初金額			変更金額			
	業務価格						
	消費税相当額						
	合計						
請負	業務価格						
	消費税相当額						
	合計						
	請負増減額						
週休2日区分	-						

委 託 費 内 訳 書

工事区分 工種 種別 細別・規格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
測量・用地測量	1	式			
— 測量業務	1	式			
— — 直接測量費（積分）	1	式			
— — — 打合せ	1	式			
— — — — 打合せ	1	式			第1号一位代価表
— — — 用地測量	1	式			
— — — — 登記書類作成	1	式			第2号一位代価表
— 諸経費	1	式			
業務価格（測量・用地測量）	1	式			

委 託 費 内 訳 書

工事区分	工種	種別	細別・規格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
業務価格計					式			
				1				
消費税相当額					式			
				1				
業務委託費					式			
				1				

使用機械の機種・規格及び施工方法は特記仕様書等で定めのある場合を除き、受注者の責任において任意で定め施工すること。ただし、使用機械は、排出ガス対策、低騒音・低振動型建設機械を原則とし、機種や規格については、施工計画書等に明記すること。

経 費 根 拠 書		
項 目	内 訳	率 / 金額
<<測量・用地測量>>		
◆経費計算情報		
電子成果品作成費計上区分	率分は計上しない	
安全費計上区分	積上げ計上	
諸経費計上区分	率計上	
旅費交通費計上区分	率分は計上しない	
経費適用年月	令和07年06月	

第1号一位代価表

打合せ

1.000 式 当り

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
打合せ (測量業務)		業務			第1号施工表
中間打合せ回数 0 回	1				
合 計		式			

第2号一位代価表

登記書類作成

1.000 式 当り

名称 / 規格	数量	単位	単価	金額	摘要
地積測量図・地形図等作成		筆			
	11				
現地調査票等作成		筆			
	11				
合 計		式			

(SD01000)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
測量主任技師		人			
測量技師		人			
合 計	1	業務	当り		

条件名称
J01 中間打合せ回数

入力名称
中間打合せ回数 0 回

積 算 条 件 一 覧 表

単価表番号	名 称 / 規 格	単 位	単 価	摘 要
第0001号施工表	打合せ（測量業務） 中間打合せ回数 0 回	業務		SD01000

使用機械の機種・規格及び施工方法は特記仕様書等で定めのある場合を除き、請負者の責任において任意で定め施工すること。ただし、使用機械は、排出ガス対策、低騒音・低振動型建設機械を原則とし、機種や規格については、施工計画書等に明記すること。

特記仕様書

(適用)

第1条 この特記仕様書は、市道3-317号線用地測量業務委託（以下、「本業務」という。）に適用し、この特記仕様書に記載がない項目については、春日部市業務委託契約書、春日部市業務委託標準契約約款、埼玉県測量作業共通仕様書によるものとする。

(趣旨)

第2条 この特記仕様書は、春日部市業務委託契約書に定めるもののほか、業務委託に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第3条 本業務は、保存登記資料の作成及び分筆用の資料を作成することを目的とする。

(適用の範囲)

第4条 この特記仕様書は、次の業務委託に適用する。

- ・委託業務名 市道3-317号線用地測量業務委託
- ・委託場所 春日部市内牧地内

(業務内容)

第5条 業務内容は、下記のとおりとする。

- ・打合せ
- ・地積測量図・地形図作成
- ・現地調査票等作成

(作業実施)

第6条 測量作業は、図面、設計書、特記仕様書、共通仕様書に定めない事項については、埼玉県公共測量作業規程及び同規程に係わる運用基準により実施するものとする。

(作業管理)

第7条 受注者は、作業実施に当たり、関係法規を厳守し、常に適切なる管理を行わなければならない。

- 2 測量現場が隣接し、又は同一場所において別途測量がある場所には、常に相互協調するとともに、利用する成果については、照合を行わなければならない。
- 3 受注者は、測量実施に当たり、交通の妨害又は公衆に迷惑を及ぼさないよう努めなければならない。
- 4 受注者は、測量作業中安全に留意しなければならない。

(土地の立ち入り等)

第8条 受注者は、測量を実施するため、国、公有又は私有の土地に立ち入る場合はあらかじめ監督員に報告するとともに受注者の責任において関係者と緊密かつ十分なる協調を保ち円滑な測量の進捗を期さなければならない。また、関係法令に規定する身分証明書を携帯し関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

2 受注者は、測量実施に当たり宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入る場合は、あらかじめ占有者に通知しなければならない。ただし、占有者に対してあらかじめ通知することが困難であるときは、占有者に迷惑をおよぼさないよう十分注意して立ち入るものとし、この場合において遅滞なくその旨を占有者に通知しなければならない。

3 受注者は、測量実施のため植物、かき、さく等の伐採又は土地若しくは工作物を一時使用する場合は所有者の承諾を得て行うものとする。この場合において生じた損失は、特記仕様書に示すほかは受注者が負担するものとする。

(秘密の保持)

第9条 受注者は、本業務に伴い知り得た情報については、業務中はもとより業務完了後も他に漏らしてならない。

(成果品)

第10条 成果品は下記のとおりとする。提出方法及び部数については、ファイル綴じを2部、電子ファイルを1式とする。

- ・地積測量図
- ・地形図
- ・現地調査票等

2 成果品はすべて発注者の所有とし、発注者の承諾をうけないで他に公表、貸与又は使用してはならない。